

審決

不服 2015-14545

大阪府大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 6 1 号
請求人 パナソニック IP マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 6 1 号 パナソニック IP マネジメント株式会社内
代理人弁理士 鎌田 健司

大阪府大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 6 1 号 パナソニック IP マネジメント株式会社内
代理人弁理士 前田 浩夫

特願 2012-521321 「光学反射素子」拒絶査定不服審判事件〔平成 23 年 12 月 29 日国際公開、WO 2011/161943〕について、次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は、成り立たない。

理由

1 手続の経緯

平成 23 年 6 月 21 日 国際特許出願
(国内優先権主張平成 22 年 6 月 24 日)
平成 23 年 10 月 13 日 条約第 19 条 (1) の規定に基づく補正書
(平成 24 年 11 月 9 日写し提出)
平成 26 年 3 月 17 日 手続補正書
平成 26 年 11 月 25 日 拒絶理由通知 (同年 12 月 2 日発送)
平成 26 年 12 月 25 日 意見書
平成 27 年 5 月 29 日 拒絶査定 (同年 6 月 2 日送達)
平成 27 年 8 月 3 日 本件審判請求

2 原査定の理由

原査定の理由は、以下の (1)、(2) の理由を含む。

(1) 平成 26 年 3 月 17 日付けでした手続補正 (以下「本件補正」という) は、本願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面 (以下「当初明細書等」という) に記載した事項の範囲内においてしたものでないから、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない。

(2) 請求項 1 に係る発明は、発明の詳細な説明に記載したものでないから、特許法第 36 条第 6 項第 1 号に規定する要件を満たしていない。

3 本件補正と本願発明

本件補正は、特許請求の範囲の全文と明細書の段落 0008 を以下の

(1)、(2) のとおり補正するものである。そして、本願の請求項 1 に係る発明 (以下「本願発明」という) は、本件補正後の請求項 1 に記載された事項により特定されるとおりのものである (当審注: 下線は、請求人が補正箇所_に付したものである)。

(1) 特許請求の範囲の全文

「【請求項 1】

固定枠と、

前記固定枠の内側に一端が接続された一对の第一振動部と、

前記一对の第一振動部の他端と接続、支持された回動可能な可動枠と、前記可動枠の内側に一端が接続されるとともに、前記一对の第一振動部に略直交するように配設した一对の第二振動部と、前記一对の第二振動部の他端と接続、支持された回動可能なミラー部とを備え、

前記第一振動部または前記第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記折り返し部の一部に前記直線部より厚みを厚くすることにより形成される段差構造部を設けた光学反射素子。

【請求項2】

前記直線部の厚さ h_1 、前記段差構造部の厚さ h_2 、前記直線部の幅 W_1 が、 $h_1 + h_2 < W_1$ なる関係を満たすことを特徴とする請求項1に記載の光学反射素子。

【請求項3】

前記段差構造部は、前記折り返し部の中点（二等分点）を含む請求項1または請求項2に記載の光学反射素子。

【請求項4】

少なくとも前記段差構造部の一部は、前記直線部と異なる材料からなる請求項3に記載の光学反射素子。

【請求項5】

前記段差構造部は、蒸着、スパッタ、ディップにより設けられた請求項4に記載の光学反射素子。」

(2) 明細書の段落0008

「【0008】

本発明の光学反射素子は、固定枠と、一对の第一振動部と、可動枠と、一对の第二振動部と、ミラー部とを備える。第一振動部は、固定枠の内側に一端が接続される。可動枠は、一对の第一振動部の他端と接続、支持されて回動可能である。一对の第二振動部は、可動枠の内側に一端が接続されるとともに、一对の第一振動部に略直交するように配設される。ミラー部は、一对の第二振動部の他端と接続、支持されて回動可能である。第一振動部または第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設けた。」

4 当審の判断

(1) 特許法第17条の2第3項について

ア 当初明細書等には以下の記載がある（当審注：下線は、当審が付加した。以下同様である。）。

(ア) 「【特許請求の範囲】

【請求項1】

固定枠と、

前記固定枠の内側に一端が接続された一对の第一振動部と、前記一对の第一振動部の他端と接続、支持された回動可能な可動枠と、前記可動枠の内側に一端が接続されるとともに、前記一对の第一振動部に略直交するように配設した一对の第二振動部と、前記一对の第二振動部の他端と接続、支持された回動可能なミラー部とを備え、

前記第二振動部は複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、

前記折り返し部の一部に段差構造部を設けた光学反射素子。

【請求項2】

前記第一振動部は複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記第一振動部の前記折り返し部の一部に段差構造部を設けた請求項1に記載の光学反射素子。

…」

(イ) 「【背景技術】

【0002】

従来の光学反射素子1を図10に示す。図10に示すごとく、従来の光学

反射素子 1 は、固定枠 2 と、一对の第一振動部 3、4 と、可動枠 5 と、一对の第二振動部 6、7 と、ミラー部 8 とを備えている。一对の第一振動部 3、4 は、固定枠 2 の内側にその一端が接続される。可動枠 5 は、一对の第一振動部 3、4 の他端と接続、支持される。一对の第二振動部 6、7 は、可動枠 5 の内側に一端が接続されるとともに、一对の第一振動部 3、4 に略直交するように配設される。ミラー部 8 は、一对の第二振動部 6、7 の他端と接続、支持され回転可能である。可動枠 5 は、ミラー部 8 の略中心を通り、一对の第一振動部 3、4 に沿った X 軸 (X 1 軸) 周りに回転する。ミラー部 8 は、その中心を通り、一对の第二振動部 6、7 に沿った Y 軸 (Y 1 軸) 周りに回転する。これにより、光学反射素子 1 はミラー部 8 に照射、反射された光束 (光点) を X、Y 軸方向に走査して、スクリーン上に画像を投影する。

【0003】

図 11 に、第二振動部 7 の拡大斜視図を示す。図 11 に示すごとく、第二振動部 7 は、梁を複数回折り返したいわゆるミアンダ形状であり、複数の直線部 9 a と、複数の直線部 9 a を折り曲げた折り返し部 9 b とから構成されている。

【0004】

複数の直線部 9 a には、圧電体などの駆動素子が各々形成されている。第二振動部 7 は、これら駆動素子を互いに逆位相となるように駆動し、直線部 9 a を矢印方向に変位させて反らせることで、図 12 に示すごとく、その変位量を直線部 9 a の数だけ加算させてミラー部 8 の大変位を実現している。

【0005】

この出願に関する光学反射素子を開示するものとして、例えば、特許文献 1 が挙げられる。

【0006】

投影画像の解像度を高めるためには、各振動部の変位量を維持しながら駆動周波数を高くして光束 (光点) の走査速度を高める必要があるが、その際、振動部の折り返し部に応力が集中することでクラック等が生じやすくなるという課題があった。」

(ウ) 「【発明の概要】

【0008】

本発明の光学反射素子は、固定枠と、一对の第一振動部と、可動枠と、一对の第二振動部と、ミラー部とを備える。第一振動部は、固定枠の内側に一端が接続される。可動枠は、一对の第一振動部の他端と接続、支持されて回転可能である。一对の第二振動部は、可動枠の内側に一端が接続されるとともに、一对の第一振動部に略直交するように配設される。ミラー部は、一对の第二振動部の他端と接続、支持されて回転可能である。第二振動部は複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設けた。

【0009】

本発明の光学反射素子によれば、振動部の折り返し部の機械的強度を高めることができるので、ミラー部を大きな回転角 (変位量) でかつ高周波駆動させることができる。」

(エ) 「【発明を実施するための形態】

【0011】

(実施の形態 1)

以下、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子に関して、図面を用いて説明する。

【0012】

図 1 は、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子の斜視図である。図 1 に示すように、本実施の形態における光学反射素子 10 は、固定枠 11 と、一对の第一振動部 12 a、12 b と、可動枠 13 と、一对の第二振動部 14 a、14 b と、ミラー部 15 とを備えている。一对の第一振動部 12 a、12 b は、固定枠 11 の内側にその一端が接続、支持される。可動枠 13 は、一对の第一振動部 12 a、12 b の他端と接続、支持されて S 2 軸周りに回転可能である。一对の第二振動部 14 a、14 b は、可動枠 13 の内側にその一端が接続、支持されるとともに、第一振動部 12 a、12 b

に略直交するように配設される。ミラ一部 15 は、一对の第二振動部 14 a, 14 b の他端と接続、支持されて S 1 軸周りに回動可能である。

【0013】

なお、本実施の形態における固定枠 11 は、矩形でありミラ一部 15 及び可動枠 13 の四方を覆う様に連続な形状としているが、必要に応じて円形や三角形などの形状としてもよく、一辺を開口部としても良い。また、可動枠 13 においても同様である。

【0014】

一对の第一振動部 12 a, 12 b は、ミラ一部 15 の中心を通る Y 軸 (S 1 軸) に対して線対称とし、第一振動部 12 a, 12 b と可動枠 13 および第一振動部 12 a, 12 b と固定枠 11 との接続位置はお互いに対角の位置となるように構成されている。すなわち、第一振動部 12 a, 12 b の固定枠 11 との接続位置および第一振動部 12 a, 12 b の可動枠 13 との接続位置は、お互いに対角の位置になるように構成されている。このように構成することにより、実際に可動枠 13 が回動する回動軸を S 2 軸と合致させることができ、その結果、可動枠 13 を駆動させたときの慣性モーメントを最小にして駆動効率を高めることが可能となる。

【0015】

同様に、一对の第二振動部 14 a, 14 b は、ミラ一部 15 の中心を通る X 軸 (S 2 軸) に対して線対称としており、S 1 軸と S 2 軸の交点はミラ一部 15 の中心に位置することが望ましい。

【0016】

図 2 は、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子のミラ一部周辺の拡大斜視図である。図 2 は可動枠 13 を含むミラ一部 15 の拡大斜視図を示している。一对の第二振動部 14 a, 14 b はそれぞれ複数の直線部 16 (図中の点線で挟んだ部位) と、複数の直線部 16 の端部を折り曲げた、曲率を有する折り返し部 17 とからなるミアンダ形状とする。このようにミアンダ形状とすることで、第二振動部 14 a, 14 b を実質的に長くすることができるので、各直線部 16 の変位量を重畳させてミラ一部 15 の回動量を大きくすることができる。

【0017】

尚、本実施の形態における折り返し部 17 は、曲率を有しているが、例えば並列する直線部 16 の端部を、Y 軸と平行な直線で接続してもよい。ここで、ミラ一部 15 を駆動する、第二振動部 14 a, 14 b の詳細を説明する。

...

【0024】

つぎに本発明のポイントである折り返し部 17 に関して以下にその詳細を説明する。

【0025】

図 4 は、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子の第二振動部の一部断面斜視図である。図 4 は、折り返し部 17 と、それに接続された直線部 16 の構成を示す。図 4 に示すごとく、折り返し部 17 の下部に段差構造部 24 を設けることにより、折り返し部 17 を直線部 16 より厚い構造とする。このとき、直線部 16 の厚さ h_1 が、直線部 16 の幅 W_1 よりも小さい場合、段差構造部 24 の厚さ h_2 は、以下の関係を満たすことが望ましい。

【0026】

$$h_1 + h_2 < W_1$$

これは、段差構造部 24 を含む折り返し部 17 の厚みが、直線部 16 の幅 W_1 よりも大きくなると、段差構造部 24 を設けない従来の構造よりも第二振動部 14 a, 14 b の共振周波数が低下してしまうためである。

【0027】

本実施の形態では、折り返し部 17 の下部全面に段差構造部 24 を設けたが、一部に設けてもよい。段差構造部 24 を一部に設ける際は、図 5 に示す図 4 の A 方向正面図のごとく、段差構造部 24 は、折り返し部 17 の中心線 (二等分線: B-B) を挟んで対称に設ける。

【0028】

こうすることにより、折り返し部 17 の機械的強度を二等分線 B-B に対して対称とすることができ、直線部 16 a, 16 b の変位に対して折り返し部 17 に捩れが発生することがなく、結果としてミラ一部 15 の回動軸の

ずれを低減することができる。また、第二振動部 14 a, 14 b の折り返し部 17 に応力が集中した場合でも、第二振動部 14 a, 14 b の破損を防止することができる。

...

【0033】

以上のように本発明の段差構造部 24 は、第二振動部 14 a, 14 b の折り返し部 17 の機械的強度を高めるものであり、折り返し部 17 の厚みを直線部 16 より厚くするか、折り返し部 17 のみを直線部 16 より強度の高い別の材料で形成すれば同等の効果が得られる。

【0034】

上記は第二振動部 14 a, 14 b の例であるが、第一振動部 12 a, 12 b に対しても同様である。以下、第一振動部 12 a, 12 b について説明する。図 6 は、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子の第一振動部の詳細な構造を示す斜視図である。一对の第一振動部 12 a, 12 b はそれぞれ複数の直線部 25 (図中の点線で挟んだ部位) と、これら複数の直線部 25 の端部を折り曲げた、曲率を有する折り返し部 26 とからなるミアンダ形状とする。このようにミアンダ形状とすることで、第一振動部 12 a, 12 b を実質的に長くすることができるので、各直線部 25 の変位量を重畳させて可動枠 13 の回動量を大きくすることができる。一对の第一振動部 12 a, 12 b の構造、及び動作原理は第二振動部 14 a, 14 b と同じであるので詳細な説明は省略する。

【0035】

図 7 は、本発明の実施の形態 1 における光学反射素子の第一振動部の一部断面斜視図である。図 7 は、折り返し部 26 と、それに接続された直線部 25 の構成を示す。図 7 に示すごとく、折り返し部 26 の下部に段差構造部 27 を設けることにより、折り返し部 26 を直線部 25 より厚くしている。このとき、直線部 25 の厚さ h_3 、直線部 25 の幅 W_2 、段差構造部 27 の厚さ h_4 の関係は、第二振動部 14 a, 14 b と同様に下記の関係を満たすのが望ましい。

【0036】

$$h_3 + h_4 < W_2$$

本実施の形態では、折り返し部 26 の下部全面に段差構造部 27 を設けたが、一部に設けてもよい。段差構造部 27 を一部に設ける際は、図 8 に示す図 7 の A 方向正面図のごとく、段差構造部 27 は、折り返し部 26 の中心線 (二等分線: B-BB) を挟んで対象に設ける。

【0037】

こうすることにより、折り返し部 26 の機械的強度を二等分線 B-BB に対して対称とすることができ、直線部 25 a, 25 b の変位に対して折り返し部 26 に振れが発生することがない。そのため、可動枠 13 の回動軸のずれを低減することができる。また、低速側の第一振動部 12 a, 12 b では駆動周波数が低いため、高速側の第二振動部 14 a, 14 b に比較して大変位となる。そのため、第二振動部 14 a, 14 b と同様に折り返し部 26 に応力が集中し、最悪の場合、振動部が破損する。段差構造部 27 を設けることで、第二振動部 14 a, 14 b と同等な効果を得ることができる。

【0038】

最後に、本実施の形態の光学反射素子 10 を用いた表示装置の動作を説明する。

...

【0044】

本実施の形態では、第二振動部 14 a, 14 b 及び第一振動部 12 a, 12 b のミアンダ形状の折り返し部 17, 26 に、直線部 16, 25 より厚くする段差構造部 24, 27 を設けているため、折り返し部 17, 26 の内側で発生していた応力を分散することができる。結果として、ミラー部 15 の S1 軸を中心とした回動角は段差構造部 24, 27 が無いものと比較して大きくなる。本実施の形態の例では、第二振動部 14 a, 14 b において、 h_1 を $100\mu\text{m}$ 、 h_2 を $50\mu\text{m}$ 、 W_1 を $170\mu\text{m}$ としており、測定の結果 S1 軸を中心とする回動角を、従来の構造と比較して約 20% 大きくすることができた。同様に、第一振動部 12 a, 12 b においては h_3 を $100\mu\text{m}$ 、 h_4 を $50\mu\text{m}$ 、 W_2 を $170\mu\text{m}$ としており、測定の結果 S2 軸を中心とする回動角を、従来の構

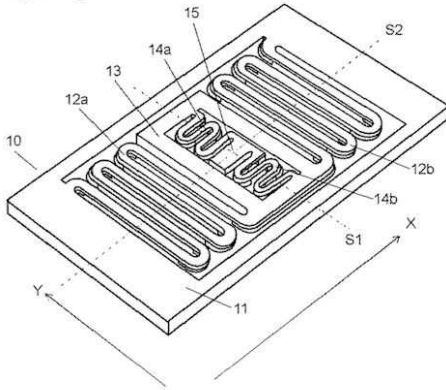
造と比較して約20%大きくすることができた。

【0045】

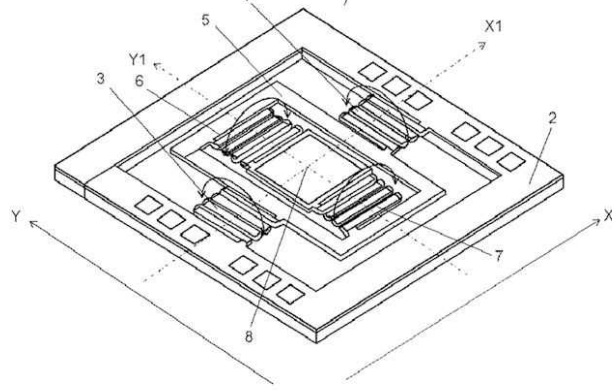
なお、本実施の形態では、第二振動部14a、14bと第一振動部12a、12bの両方の振動部にそれぞれ段差構造部24、27を設ける例を示したが、第二振動部14a、14bのみに、段差構造部24を設けてもよい。これにより、振動部の構造を簡単にでき、光学反射素子の生産性を上げることができる。」

(オ) 図1(本発明の実施の形態1における光学反射素子の斜視図)、図10(従来の光学反射素子の斜視図)は、それぞれ以下のとおりである。

【図1】



【図10】



イ 上記アによれば、当初明細書等には以下の事項が開示されている。

(ア) 上記ア(イ)の背景技術の記載によれば、従来の光学反射素子は、固定枠と、一对の第一振動部と、可動枠と、一对の第二振動部と、ミラ一部とを備え、

一对の第一振動部は、固定枠の内側にその一端が接続され、

可動枠は、一对の第一振動部の他端と接続、支持され、

一对の第二振動部は、可動枠の内側に一端が接続されるとともに、一对の第一振動部に略直交するように配設され、

ミラ一部は、一对の第二振動部の他端と接続、支持され回転可能であり、

第二振動部は、梁を複数回折り返したいわゆるミアンダ形状であり、複数の直線部と、複数の直線部を折り曲げた折り返し部とから構成されている。そして、従来の光学反射素子は、振動部の折り返し部に応力が集中することでクラック等が生じやすくなるという課題を有していたことが理解できる。

ここで、第1振動部が折り返し部を有する旨の特定がなされていないことに照らせば、応力が集中する振動部の折り返し部は、第二振動部の折り返し部であると解される。この解釈は、下記(イ)の解決手段とも整合する。

(イ) 上記ア(ア)の特許請求の範囲、上記ア(ウ)の発明の概要の記載によれば、第二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けることにより、振動部の折り返し部の機械的強度を高め、上記課題を解決していることが理解できる。

(ウ) 上記ア(エ)の発明を実施するための形態の記載によれば、

第二振動部は、複数の直線部と、複数の直線部の端部を折り曲げた、曲率を有する折り返し部とからなるミアンダ形状とし、折り返し部の下部に段差構造部を設けることにより、折り返し部を直線部より厚い構造にするとともに、

第一振動部に対しても同様に、ミアンダ形状の折り返し部の下部に段差構造部を設けることにより、折り返し部を直線部より厚い構造とした、光学反射素子が実施の形態として記載されている。

さらに、【0045】には、上記実施の形態は、第二振動部と第一振動部の両方の振動部にそれぞれ段差構造部を設ける例であるが、第二振動部のみに段差構造部を設けてもよいことが記載されている。

(エ) 以上によれば、当初明細書等には、従来の光学反射素子において、第

二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けて機械的強度を高めた光学反射素子、第二振動部と第一振動部の両方の振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部にそれぞれ段差構造部を設けて機械的強度を高めた光学反射素子が、それぞれ記載されているといえる。言い換えると、当初明細書等には、従来の光学反射素子において、少なくとも、第二振動部のミアンダ形状の折り返し部に段差構造部を設けた光学反射素子が記載されているといえる。

ウ 一方、本件補正は、上記3に摘記したとおりであるところ、本件補正後の請求項1、段落【0008】には、第一振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けていれば、第二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けるか否かは問わない光学反射素子が含まれている。

しかしながら、当初明細書等には、上記イで検討したとおり、少なくとも第二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設ける光学反射素子は記載されているが、第二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けるか否かを問わない光学反射素子は記載されていない。また、第二振動部の折り返し部に応力が集中することでクラック等が生じやすくなるという課題を解決するものであることに照らせば、第二振動部のミアンダ形状の折り返し部の一部に段差構造部を設けるか否かを問わない光学反射素子は示唆されていない。してみると、本件補正は、当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるとはいえない。

したがって、本件補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものとはいえず、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない。

(2) 特許法第36条第6項第1号について

ア 本願明細書は、実質的に、当初明細書に本件補正がなされたものである（当審注：平成23年10月13日付けの条約第19条（1）の規定に基づく補正は特許請求の範囲の全文を補正するが、本件補正は特許請求の範囲の全文を、再度、補正している。）ところ、当初明細書には上記4（1）ア（イ）乃至（エ）に摘記したとおりの事項が記載されており、本件補正は、上記3に摘記したとおりである。

してみると、本願明細書には、上記（1）イ（ア）で検討したとおり、従来の光学反射素子は、

固定枠と、一对の第一振動部と、可動枠と、一对の第二振動部と、ミラ一部とを備え、

一对の第一振動部は、固定枠の内側にその一端が接続され、

可動枠は、一对の第一振動部の他端と接続、支持され、

一对の第二振動部は、可動枠の内側に一端が接続されるとともに、一对の第一振動部に略直交するように配設され、

ミラ一部は、一对の第二振動部の他端と接続、支持され回転可能であり、

第二振動部は、梁を複数回折り返したいわゆるミアンダ形状であり、複数の直線部と、複数の直線部を折り曲げた折り返し部とから構成されることが記載され、また、振動部の折り返し部に応力が集中することでクラック等が生じやすくなるという課題を有することが記載されている。

そして、上記課題の解決手段として、本件補正により補正された明細書の段落【0008】には、

「第一振動部または第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設けることが記載されている。

ここで、第二振動部が有するクラック等が生じやすくなる旨の上記課題を解決する手段として、「第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設けることは、当業者が技術的に理解しうるものである。しかしながら、

「第一振動部…は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設けることは、クラック発生部位（第二振動部の折り返し部）と段差構造部を設ける部位（第一振動部の折り返し部）が異なるから、上記課題を解決する手段としては当業者が技術的に理解しうるものではない。

してみると、本願の明細書には、上記従来の課題を解決する手段として、「第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、かつ折り返し部の一部に段差構造部を設け」ることが、実質的に記載されているものと認める。

イ 一方、本願発明は、上記3(1)に摘記したとおりであり、「前記第一振動部または前記第二振動部は、複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記折り返し部の一部に前記直線部より厚みを厚くすることにより形成される段差構造部を設けた」との発明特定事項を有する。該発明特定事項によれば、本願発明は、第一振動部が「複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記折り返し部の一部に前記直線部より厚みを厚くすることにより形成される段差構造部を設け」ていれば、第二振動部が「複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記折り返し部の一部に前記直線部より厚みを厚くすることにより形成される段差構造部を設け」ることは問わない光学反射素子の発明を含んでいる。

ウ 上記ア、イを踏まえて検討する。本願発明のうち、第二振動部が「複数の直線部と折り返し部とからなるミアンダ形状とするとともに、前記折り返し部の一部に前記直線部より厚みを厚くすることにより形成される段差構造部を設け」ていない光学反射素子の発明は、発明の課題を解決するための手段が反映されていないから、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになっている。したがって、本願発明は発明の詳細な説明に記載したものではないから、本願の特許請求の範囲の記載は、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない。

5. むすび

以上のとおり、本件補正は、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていないものであり、また、本願は、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていないものであるから、本願は、拒絶されるべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成28年 8月25日

審判長 特許庁審判官 河原 英雄
特許庁審判官 小松 徹三
特許庁審判官 恩田 春香

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

[審決分類] P18 . 55 -Z (G02B)
537

| | | | |
|-----|--------|-------|------|
| 審判長 | 特許庁審判官 | 河原 英雄 | 8506 |
| | 特許庁審判官 | 恩田 春香 | 8934 |
| | 特許庁審判官 | 小松 徹三 | 8326 |